

答申第 792 号

諮問第 1365 号

件名：履歴カードの不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書 1 の開示請求に対して履歴カードを特定したこと並びに別記に掲げる文書 1 及び文書 2 の開示請求に係る履歴カード（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 1 月 28 日及び同年 2 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 5 日及び同年 3 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 も同様とする。）について

処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。

行政の説明を受ける事が無く、当該処分を受けた事に異議を申し立てるものである。

イ 文書 2 について

テンプレートの参考で示された略歴が出るのであれば、条例 7 条 2 項には該当しないと考えられる。

略歴を示しているのに、条例 7 条 6 号の、公にする事により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは言えない。

### 3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の不開示決定は、いずれも請求内容が類似しており、同一の種類行政文書に対し同一の理由で行った不開示決定であることから、実施機関は、これら 2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して不開示としたというものである。

##### (1) 本件行政文書について

異議申立人は、本件開示請求において、職員の人事異動記録（異動歴）が確認できる文書の開示を求めており、個々の職員の履歴を管理するため作成する、職員の氏名、住所、生年月日、学歴、職歴（任免の発令）、給料の等級などの県職員になってからの履歴が記載されている「履歴カード」がこれに相当する。

なお、本件開示請求より前に、平成 26 年 10 月 29 日付けで、異議申立人から「人事局で保有する職員の異動に関する事が確認できる文書全て」及び「特定の職員の入庁以来の異動歴を確認できる文書 範囲（請求日現在）健康福祉部全職員」との開示請求があった際、異議申立人に対し、職員に対する採用以来の任免の発令を時系列で記載しているものとして「履歴カード」が該当するが、過去の愛知県情報公開審査会答申では不開示が妥当と判断されていることも含め説明をしたところ、職員の異動歴が分かるものとして、「履歴カード」の一部開示を求める旨の発言があった（当該開示請求に対しては、同年 11 月 12 日付けで本件と同様の理由により不開示決定を行っている。）。

そして、本件開示請求については、平成 27 年 1 月 28 日付けで「人事課の保有してある職員の人事異動記録が確認できる文書全て」との開示請求があった際に、異議申立人と面談をし、平成 26 年 10 月 29 日付けの開示請求と同様、「履歴カード」の開示を求めるものであることを確認している。

また、平成 27 年 2 月 23 日付けの「人事局長が入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの 但し、人事管理で不開示とする情報は求めない。」との開示請求については、これまでと同様に、職員の異動歴の開示を求めるものであることから、前記の経過を踏まえ、「履歴カード」を特定した。

##### (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、職員の氏名、住所、生年月日、学歴、職種歴などの履歴事項に関する情報が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書は、採用以来の発令事項その他の県職員になってからの個人の履歴事項が体系的に記録されたものである一方、毎年度発行する「職員録」は、当該職員録作成時点の各所属に配属された職員の職名、身分及び氏名を明らかにしているにすぎず、そのことをもって本件行政文書のよ

うに、特定の職員の履歴事項を一覧できるようにした情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められない。また、本県においては、課長級以上の職員の人事異動を毎年公表しているが、これについても職員録と同様、公表時点における職員の異動を明らかにしているにすぎず、本件行政文書のように、採用から現在に至るまでを時系列的に記述した情報を公にしているものではない。よって、本件行政文書は、同号ただし書イに該当しない。

また、履歴事項に関する情報は、公務員個人の私的な情報であって、その職務遂行に係る情報には該当しないため、本件行政文書は、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、職員の職階歴、職歴、給料の等級などの県職員になってからの履歴が記載されており、こうした情報を公にすることになると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、文書1に係る不開示決定に対する異議申立書において、「処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。行政の説明を受ける事が無く、当該処分を受けた事に異議を申し立てるものである。」と主張している。

しかし、前記(1)に記載のとおり、異議申立人に対しては、履歴カードについての説明を行った上で、「履歴カード」の開示を求めるものであることを確認しており、また、不開示とする理由は、前記(2)及び(3)に記載のとおり、懲戒処分の情報が記載されているためではない。

そして、前記のとおり職員の人事異動記録が確認できる文書として履歴カードを特定しており、本件行政文書の特定に誤りはないと考える。

イ また、異議申立人は、文書2に係る不開示決定に対する異議申立書において、「テンプレートの参考で示された略歴が出るのであれば、条例7条2項には該当しないと考えられる。略歴を示しているのに、条例7条6号の公にする事により公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは言えない。」と主張している。

異議申立人の主張にある「テンプレートの参考で示された略歴」とは、文書2に係る不開示決定処分の際に、参考として送付した人事局長の「略歴」を指すものと考えられる。

本県では、毎年、人事異動の記者発表を行う際に、部長級の職に異動する者の職名、氏名、年齢、最終学歴、採用年月及び課長級以上の職歴

を記載した略歴を公表している。平成 26 年 4 月 1 日付けで部長級の職に就任した人事局長についても、人事異動の記者発表（同年 3 月 26 日）において、その「略歴」を公表していたことから、開示請求のあった「入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの」には当たらないが参考までに送付する旨の書面とともに、不開示決定通知書とあわせて異議申立人へ送付したものである。

なお、この「略歴」については、採用後の管理職以降の経歴等を公表することにより、幹部職員の人物像を広く県民に知ってもらうという趣旨で作成しているものであり、主な経歴を抽出し、公表することを目的としている点において、職員の採用後の職歴を一体として管理している履歴カードとは性格を異にするものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、個々の職員の履歴を管理するため作成される履歴カードであり、その記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

### (3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示す

ることとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

本件行政文書は、職員の氏名、生年月日、住所、学歴、職種歴などの履歴事項に関する情報が記載されたものであり、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

本件行政文書は、県の職員になってからの個人の履歴事項が体系的に記録された情報であることから、実施機関が公表し、又は公表を予定している情報であるとは認められない。

なお、実施機関によれば、課長級以上の職員の人事異動を毎年公表しており、部長級の職に異動する者については、課長級以上の職歴等を記載した略歴も公表しているとのことである。しかしながら、これらは、公表時点における職員の異動や、部長級職員の主な経歴として、課長級になってからの職歴を明らかにしているにすぎず、そのことをもって本件行政文書のように、特定の職員の採用からの職歴を一覧できるようにした情報が慣行として公にされているとも認められない。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、履歴事項に関する情報は、公務員個人の私的な情報であって、その職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、前記(3)のとおり、職員の個々の履歴事項が記載さ

れたものであり、こうした個人情報をお公にすることになると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

(5) 文書1の開示請求に係る文書の特定について

異議申立人は、文書1に係る不開示決定に対する異議申立書において、「処分庁が特定した文書は請求人が想定している文書ではない。請求人が欲する情報は職員の異動の情報であり、人事管理に於ける懲戒情報を得ようとしている理由は無い。」と主張している。

実施機関によれば、平成26年10月29日付けで異議申立人から文書1の開示請求と同様の開示請求があった際、職員の異動歴が分かるものとして履歴カードの一部開示を求める旨の発言があったとのことである。また、文書1の開示請求があった際、異議申立人と面談をし、先の開示請求と同様、履歴カードの開示を求めるものであることを確認しているとのことである。

そして、履歴カードは、愛知県総務部人事局人事課において個々の職員の履歴を管理するために作成するもので、県職員になってからの職歴が一覧となって記載されていることから、文書1の開示請求に対し、実施機関が履歴カードを特定したことに誤りはないものと認められる。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 人事課の保有してある職員の人事異動記録が確認できる文書全て

文書2 人事局長が入庁以来異動してきた異動歴の確認できるもの 但し、人事管理で不開示とする情報は求めない。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 3. 31	諮問
27. 5. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 25 (第 477 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 4. 14 (第 486 回審査会)	審議
28. 5. 11 (第 488 回審査会)	審議
28. 7. 15	答申